

様式第2号（第5条関係）

共同住宅等の戸別検針及び戸別徴収等に関する協定書

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 小 川 尋 海 （以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）は、 _____

_____の戸別検針及び戸別徴収事務について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団共同住宅等の戸別検針及び戸別徴収の取扱いに関する特別措置規程（以下「共同住宅等の特別措置規程」という。）第5条の規定により、次のとおり協定を締結する。

第1条 受水槽若しくは高架水槽又は直結給水増圧装置（以下「増圧装置」という。）以降に設置する水道メーター等（親メーターと受水槽又は高架水槽及びメーターバイパスユニットと高架水槽又は増圧装置の間で甲が特に認めた水道メーターを含む。）は、甲が貸与するメーターとする。

2 甲が貸与した水道メーターの管理は乙が行うものとし、管理義務を怠ったために水道メーターを亡失又は棄損した場合は、その費用を乙が負担するものとする。

3 甲は、戸別検針及び戸別徴収事務に必要があると認めたときは、水道メーター付近の施設を調査し、乙に対し、適当な措置を指示することができる。

第2条 乙は、消防法等の他法令に基づく定期点検の機会等を利用し、定期的に給水装置及び受水槽又は高架水槽以降の流末装置に係る維持管理を行い、老朽化等所有者の管理責任に起因する漏水又はメーター交換の阻害要因があったときは、速やかに修繕等適当な措置を講じなければならない。

2 前項にかかる費用は乙が負担するものとする。

第3条 乙は、受水槽の清掃、漏水その他の理由で、親メーターにより計量された使用水量が、戸別に計量された使用水量の合計水量を超えた場合、その差水量に基づく料金を負担しなければならない。ただし、企業長が特に認めた場合は、この限りではない。

第4条 乙は、次項、第3項に該当するときは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水規程（以下「給水規程」という。）及び共同住宅等の特別措置規程に基づき、所定の届出をしなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ届出をしなければならない。

- (1) 水道の使用を開始又は中止するとき。
- (2) 管理人を選定したとき。
- (3) 管理人に変更（住所、電話等の連絡先を含む）があるとき。

- (4) 乙の、住所又は電話等の連絡先に変更があるとき。
- (5) 共同住宅等の名称又は水道メーターの個数等の変更があるとき。
- (6) オートロック及び錠を取り付けるとき、又はその暗証番号及び錠の変更があるとき。
- (7) 協定を解除するとき。

3 乙は、共同住宅等を譲渡し、名義を変更したとき、又は分譲住宅等で、管理組合を設立し、その代表者が決定又は変更したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

4 甲は、前項の届出があったときは、新たに協定を締結するものとする。ただし、管理組合においてその代表者の変更については、この限りでない。

5 前第1項、第2項及び第3項の届出を怠ったために生ずる問題は、すべて乙の責任とする。

第5条 甲は、乙が本協定に違反したときは、その理由の継続する間、親メーターにより計量した水道料金を乙から徴収する。

2 前項において、親メーターの設置がない場合には、甲はこれに代わるメーターを乙に貸与するものとする。乙は貸与されたメーターを速やかにメーターバイパスユニット内に設置し、甲はこれを親メーターとして検針を行うものとする。これに付随して発生する設置等に係る費用は、すべて乙が負担するものとする。

3 甲は、親メーターによる計量を行う場合、文書により乙に通知するものとする。

4 第1項及び第2項により乙及び各戸使用者に損害が生ずることがあっても甲はその責を負わない。

第6条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。ただし、有効期間満了前30日までに甲又は乙から協定の更新について異議の申し立てがないときは、更に1年間協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

第7条 本協定に定めのない事項については、給水条例、給水規程及び共同住宅等の特別措置規程の定めるところによる。

第8条 本協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

坂戸市千代田1丁目1番16号

甲 坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 印

乙 印